

第 1 1 回西和賀町議会臨時会

令和 6 年 1 1 月 6 日（水）

午前 1 0 時 0 0 分 開 議

議長 出席議員数は全員であります。会議は成立をしております。

ただいまから第11回西和賀町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は、配付のとおりであります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、1 番、北村嗣雄君、2 番、真嶋実君、以上 2 名を本会期中の会議録署名議員に指名いたします。

続いて、日程第 2、会期の決定についてお諮りいたします。開会に先立ちまして、議会運営委員会において協議を行っておりますが、本臨時会の会期は本日 1 日限りにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日 1 日限りに決定しました。

続いて、日程第 3、諸報告を行います。本日の臨時会に出席を求めました内記町長並びに柿崎教育長より、次のとおり説明員として地方自治法第121条の規定による説明委任をした旨の通知があったので、これを受理しました。その職氏名を事務局長に朗読させます。

事務局長 初めに、内記町長より説明委任のあった者の職氏名を読み上げます。副町長、刈田哲彦。会計管理者兼税務課長、柳沢里美。総務課長、吉田博樹。企画財政課長、高橋光世。観光商工課長、真壁一男。建設水道課長、佐藤太郎。

次に、柿崎教育長より説明委任のあった者の

職氏名を読み上げます。生涯学習課長、菊池輝昌。

この際、併せて議事運営補助員として私、議会事務局長、小林英介、主査、刈田真理子、主任、佐々木大和が従事しますので、お知らせをします。

以上です。

議長 次に、町長より行政報告のための発言を求められております。この際これを許します。

内記町長。

町長 おはようございます。本日の臨時会、よろしく願いいたします。

私から 3 項目について行政報告を申し上げます。

初めに、議会の議決を得た請負契約の変更に、その額が議会の委任による長の専決処分事項の指定第 1 項に定める範囲内であったことから、専決処分を行ったので、その内容について報告します。

令和 6 年 6 月 14 日に議決をいただいた町道川尻湯田線間木野橋橋梁補修工事（その 2）についてであります。

請負金額に 204 万 1, 600 円を増額し、5, 933 万 6, 200 円に変更したものです。変更の主な内容は、橋梁の舗装面撤去後に行った現場調査にて、設計内容との差異があったことから、伸縮装置の設置条件の変更が必要となり、それに伴い舗装工などについて変更を行ったものです。請負変更契約の締結及び専決処分は、令和 6 年 10 月 28 日に行ったものです。

続いて、県立西和賀高等学校の 2 学級化について報告いたします。

西和賀高校は、令和 6 年度入試において定員

を超える志願者があり、一般入試で1.23倍という異例の競争倍率となったことはご承知のところであります。

これは、偶然このようなことが起きたわけではなく、これまでの町を挙げた高校魅力化の取組が実を結んだものであり、現に令和7年度入試においても、6年度を上回るような志願者が見込まれる状況にあります。

このようなことから、町では、岩手県教育委員会に対して、令和7年度入試からの募集定員の増、2学級化の要望を行ってきたところであります。

加えて、9月の西和賀町議会、さらには岩手県議会に対しても、町内の3団体から西和賀高校の2学級化を求める請願が提出され、いずれも全会一致で採択されております。

こうした経緯を踏まえ、本町と県教育委員会の間で、改めて今年度の志願者見込数の確認や精査を行った結果として、令和7年度入試において2学級80人定員での募集を行うことが、昨日の県教育委員会議で正式に決定されたところであります。

改めて、県教育委員会のご英断に感謝申し上げますとともに、請願を採択いただいた県議会の皆様にも感謝いたしております。

2学級化は、一つの大きな到達目標ではありましたが、決して最終ゴールというわけではなく、今後も高校魅力化を核とした地方創生の取組を進めていくため、むしろスタートラインに立ったものと認識を新たにしているところであります。

今後とも、町民の皆様には、町と西和賀高校の取組に対し、ご理解とご支援をいただきますようお願い申し上げます。

最後に、商工会女性部全国大会主張発表大会最優秀賞受賞について報告いたします。

第23回東北六県・北海道商工会女性部主張発表ブロック大会で最優秀賞に輝き、ブロック代表として全国大会出場を決めた西和賀商工会女

性部の高橋由紀子さんが、去る10月23日から24日の2日間、三重県津市で開催された第25回商工会女性部全国大会 in みえの主張全国大会に出場しました。

高橋さんは、女性部活動と地域振興・まちづくりをテーマに、「微力だけど無力ではない 女性部の私たちができること」と題し、JR北上線の利用促進や県立西和賀高校の存続に向けた活動などを商工会女性部が地域密着で行っていることを発表し、審査の結果、岩手県初の最優秀賞を受賞されました。この快挙を機に、さらなる活動の盛り上がりを期待しているところであります。

私から、以上3項目についての行政報告であります。どうぞよろしくお願いいたします。

議長　これで諸報告を終わります。

続いて、日程第4、承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和6年度西和賀町一般会計補正予算（第5号））についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長　ただいま上程になりました承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和6年度西和賀町一般会計補正予算（第5号））について）提案理由を申し上げます。

この専決処分は、10月27日に参議院岩手県選出議員補欠選挙が執行される予定であることから、当該選挙の執行に向けた対応を早急に行う必要が生じたことなど、緊急を要するため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和6年9月18日に専決処分を行ったので、同条第3項の規定により、その承認を求めるものであります。

1ページを御覧ください。第1条、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,162万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72億8,314万3,000円とするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

それでは、補正予算の内容について、歳出から説明いたします。7ページを御覧ください。2款2項2目賦課徴収費については、これまで県内市町村及び岩手県で組織する岩手県域共同により共同利用していたエルタックスについて、組織の解散に伴い、単独での運用に変更となることから、エルタックス設定変更負担金30万円を増額するものです。

4項3目参議院岩手県選出議員補欠選挙費については、1節報酬から8ページ、13節使用料及び賃借料まで、開票管理者等報酬、職員の時間外勤務手当、ポスター掲示場設置撤去業務委託料などの選挙事務に要する経費1,132万5,000円を増額するものです。

次に、歳入について説明いたします。6ページを御覧ください。17款3項1目5節、参議院岩手県選出議員補欠選挙執行委託金1,132万5,000円及び21款1項1目繰越金30万円をそれぞれ増額し、今回の補正予算の財源とするものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご承認くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。
質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和6年度西和賀町一般会計補正予算（第5号）について）を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

続いて、日程第5、承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和6年度西和賀町一般会計補正予算（第6号）について）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和6年度西和賀町一般会計補正予算（第6号）について）提案理由を申し上げます。

この専決処分は、10月27日に衆議院議員総選挙が執行される予定であることから、当該選挙の執行に向けた対応を早急に行う必要が生じたことなど、緊急を要するため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和6年9月30日に専決処分を行ったので、同条第3項の規定により、その承認を求めるものであります。

1ページを御覧ください。第1条、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,379万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72億9,693万3,000円とするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

それでは、補正予算の内容について、歳出から説明いたします。7ページを御覧ください。2款4項4目衆議院議員総選挙費については、1節報酬から8ページ、17節備品購入費まで、開票管理者等報酬、職員の時間外勤務手当、ポスター掲示場設置撤去業務委託料などの選挙事務に要する経費1,288万1,000円を増額するものです。

10款4項6目文化創造館費については、文化創造館の排水路ヒーターが経年劣化により漏電をしている状況にあり、凍結・降雪前に早急に修繕をする必要が生じたことから、修繕料9万9,000円を増額するものです。

次に、歳入について説明いたします。6ページを御覧ください。17款3項1目5節、衆議院議員総選挙執行委託金1,252万5,000円及び21款1項1目繰越金126万5,000円をそれぞれ増額し、今回の補正予算の財源とするものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご承認くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。
質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和6年度西和賀町一般会計補正予算（第6号）について）を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

続いて、日程第6、承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和6年度西和賀町温泉事業特別会計補正予算（第2号）について）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました承認第3号

専決処分事項の承認を求めることについて（令和6年度西和賀町温泉事業特別会計補正予算（第2号）について）提案理由を申し上げます。

この専決処分は、沢内バーデンの源泉ポンプが故障し、揚湯ができなくなり、緊急に修繕を行う必要が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和6年10月22日に専決処分を行ったので、同条第3項の規定により、その承認を求めるものであります。

1ページを御覧ください。第1条、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ99万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,595万1,000円とするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

それでは、補正予算の内容について、歳出から説明いたします。7ページを御覧ください。

1款1項1目温泉施設管理費、10節需用費、修繕料99万円の増額は、沢内バーデン源泉ポンプの修繕に要する費用であります。

次に、歳入について説明いたします。6ページを御覧ください。4款1項1目繰越金99万円を増額し、沢内バーデン源泉ポンプ修繕の財源とするものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご承認くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。
質疑ありませんか。

高橋宏君。

8番 沢内バーデンの温泉のポンプということでしたけれども、このようなことに備えて予備ポンプ等を備えているというふうに聞いているのですけれども、今回はその予備ポンプでの対応以上のことがあってということなのでしょうか。その修繕の内容について伺います。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 お答えいたします。

予備のポンプは令和5年度に購入しておりますが、今回の故障につきましては、既存設置のポンプがまた動かなくなったというようなことがございまして、そのポンプとの入替え作業に係る費用ということになります。

以上です。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和6年度西和賀町温泉事業特別会計補正予算（第2号）について）を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

続いて、日程第7、議案第1号 ロータリ除雪車の取得に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第1号 ロータリ除雪車の取得に関し議決を求めることについて提案理由を申し上げます。

この取得契約につきましては、予定価格700万円以上の財産取得であることから、地方自治法第96条第1項第8号及び西和賀町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求めるものであ

ります。

契約の内容は、次のとおりであります。

1、取得する財産、ロータリ除雪車。

2、契約の方法、指名競争入札。

3、契約金額、5,819万円。

4、契約の相手方、岩手県奥州市水沢真城字片子沢44-2、株式会社東和本社奥州工場、所長、高橋仁。

参考までに、納期は令和7年3月31日、指名業者は町外3者、入札は10月24日に実施したものであります。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

高橋宏君。

8番 今回ロータリ除雪車の購入ということになっておりますけれども、ドーザにつけたアタッチメント方式というものもあると思いますけれども、今回専用のロータリ除雪機のほうの購入に至った経緯についてお伺いいたします。

議長 建設水道課長。

建設水道課長 それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。

ご質問につきましては、ロータリ除雪車が2種類ございまして、アタッチタイプのものでなくて専用車になった経緯ということでございます。令和6年度の当初の計画といたしましては、アタッチつきの更新を図る予定でおったわけございまして、これは除雪機械の更新につきましては、まず基本的には古い順や稼働時間の多いものから順番に更新していくということになっておりまして、その順番が本来であればアタッチタイプであったということでございます。

ただ、アタッチタイプにつきましては、現在、本体については除雪ドーザ、ローダーになるわ

けでございまして、アタッチはまた違う会社のロータリ装置が接続になった機械ということになっております。

これにつきましては、今年度の春に入札を予定しておりましたけれども、納期的に12か月以上かかるといったことが新たに分かりまして、実際4者の指名で動いたところではありましたが、全てが辞退になったという経緯がございます。

そういったことから、町としては除雪機械の更新計画の中で考えていく中で、早急に機械が必要であるといったことはまず間違いない事実でございますので、県とも協議を重ねまして、今年度いただく予定になっている交付金、補助金の中での更新を図る上で、次の更新予定であった専用のロータリ除雪車の更新を何とか今年度中の納期の中でやれるというところで進めてきたところございまして、今回契約を進めさせていただいて、3月31日までの納期で動いているという状況でございます。

議長 高橋宏君。

8番 そうすると、アタッチメントのほうの更新時期が過ぎているけれども、今後の更新になるということなののでしょうか。

議長 建設水道課長。

建設水道課長 今後の予定になりますけれども、どうしてもアタッチタイプは、これ専門的な用語で大変申し訳ありませんけれども、ローダータイプであれば中折れしますので、かなり細かい除雪ができるといったことから、西和賀町はかなり重宝して使っております。

ですから、当然更新を図る予定ではありますけれども、先ほど申し述べたように12か月以上かかるというのが見えておりますので、今後の予定といたしまして、今後の議会でさせていただきたいというふうには考えておりますが、来年度の更新を目指して、今年度中の契約をするための予算手続等については進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第1号 ロータリ除雪車の取得に関し議決を求めることについてを採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

以上で本臨時会の全ての議事を終了しました。

これをもって第11回西和賀町議会臨時会を閉会します。大変お疲れさまでございました。

午前10時27分 閉 会